

物 件 明 細

物件番号	所在地 (路線名)	摂津市学園町二丁目995番2外 (主要地方道大阪高槻京都線大正川 高架橋下)	交通 機関	大阪モノレール線 摂津駅 西約150m	最低 占用料 (年額)	1,825,010円/年	占用期間	5年
土地の概要					特記事項			
面積	占用許可対象面積 1,543.89 m ²							
接面道路 の状況	北西側：府道・幅員約5.0m・舗装有・高低差なし・北東行き一方通行 南東側：府道・幅員約5.0m・舗装有・高低差なし・南西行き一方通行 南西側：府道・幅員約6.0m・舗装有・高低差なし・北西行き一方通行 北東側：府道・幅員約4.8m・舗装有・高低差なし・南東行き一方通行							
法令に 基づく 制限	都市 計画法	市街化区域内						
		用途地域	準工業地域					
		地域地区	—					
		建ぺい率	60%	容積率	200%			
法令に 基づく 制限	その他 の 法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・道路法(主要地方道 大阪高槻京都線区域内) ・都市計画法(都市計画道路十三高槻線区域内) ・消防法 						
		その他条件	・火気厳禁					
供給 処理 施設 の 状況	区分	配管等の状況		照会先及び電話番号				
		対象地周辺	対象地内					
	公営 水道	本管	引込管	摂津市上下水道部 06-6383-1111				
		有	無					
	電気	配電線	引込線	関西電力送配電(株)コンタクトセンター 0800-777-3081				
		有	無					
	都市 ガス	本管	引込管	大阪ガスネットワーク(株)導管情報センター 06-6202-2141				
		有	無					
公共 下水道	本管	引込管	摂津市上下水道部下水道事業課 06-6383-7638					
	有	無						
					<p>1 平面駐車場(コインパーキングを含む。)等、平面利用を想定しております。</p> <p>2 占用期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までとします。 また、対象地の一部は都市計画道路十三高槻線の事業予定地となっております。公用、公 共用として大阪府が必要と判断した場合、許可の一部又は全部を取り消す場合があります。 なお、許可の取り消しについては、事前通知を行います。</p> <p>3 対象地への車両等の出入りについては、大阪府茨木土木事務所及び大阪府摂津警察署と 協議し、事前承認を得てください。 アスファルト舗装等の施設又は工作物の撤去、形状変更等については、大阪府茨木土木事 務所と協議してください。また、車両等の衝突により橋脚に損傷が発生しないよう、適切な場 所に保護柵等を設置してください。なお、それらの整備等に要する費用は全て占有者の負担 となります。 (お問合わせ先) 大阪府茨木土木事務所管理課 電話 072-627-1121(代) 大阪府摂津警察署交通課 電話 06-6319-1234(代)</p> <p>4 対象地付近の標識等の交通安全施設について移設又は撤去はできません。 また、対象地内には、マンホール等の占用物件が設置されており、これらの関係者も対象 地内に立ち入ることがあります。マンホール上には、物件を置かないようにし、さらに上記の 者による実地調査等で対象地にある施設が支障となる場合は、施設の撤去又は移動をお願 いします。なお、撤去又は移動等に必要な費用等については、全て占有者の負担となりま す。</p> <p>5 排水が生じる利用をする場合は、道路及び既設集水桝等へは流さないでください。排水の 処理については、摂津市と協議してください。 (お問合わせ先) 摂津市上下水道部下水道事業課 電話 06-6383-7638</p> <p>6 電気の引き込みについては、大阪府茨木土木事務所及び関西電力送配電株式会社と協議 してください。また、電気の引き込みに伴う協議及び費用等は、全て占有者の負担となりま す。なお、本府道(歩道を含む)上には、電柱等を設置することができません。 (お問合わせ先) 大阪府茨木土木事務所管理課 電話 072-627-1121(代) 関西電力送配電(株)コンタクトセンター 電話 0800-777-3081</p>			

(裏面へつづく)

特記事項

- | | |
|---|--|
| <p>7 対象地には、大阪高槻京都線の橋脚があります。この付近で工事を行う際は、大阪府茨木土木事務所と協議してください。
(お問い合わせ先)
大阪府茨木土木事務所管理課 電話 072-627-1121(代)</p> <p>8 対象地の実地調査等を行うため、大阪府職員又は大阪府の受注業者が対象地に立ち入ることがあります。また、上記の者による実地調査等で対象地にある施設が支障となる場合は、施設の撤去又は移動をお願いします。なお、撤去又は移動に必要な費用等は、全て占有者の負担となります。</p> <p>9 橋梁などの管理施設は定期的に点検を実施しており、その結果により補修が必要となる場合、また緊急時に補修や点検を実施することがあります。ついては、補修工事や点検において、一定の期間、占有不可となる箇所が生じることとなりますが、その占有料や補償などを大阪府において負担することはできませんので、あらかじめご了承ください。また、橋梁及び橋脚、高架下内の工事・点検等の際には、占有許可条件に基づき、現地にある物の撤去や移動をして頂くことがあります。その際に発生する費用については、占有者の負担となります。
(お問い合わせ先)
大阪府茨木土木事務所管理課 電話 072-627-1121(代)</p> <p>10 対象地には、現占有者がおり、その占有期間は令和5年3月31日までとなっておりますので、本公募による占有開始日は令和5年4月1日からとなります。また、現地に設置されている施設の一部は、現占有者の所有施設となりますので、それらの施設を継続して使用される場合は、占有開始日までに予め現占有者と譲渡等の協議を行ってください。なお、大阪府は現占有者と本公募により決定された占有者との譲渡契約等には一切関与しません。協議の結果により占有開始日が遅れた場合でも、本府はその責めを負いませんので、あらかじめご了承ください。</p> <p>11 高架下は、天井から水滴が落ちることがあります。また、場所により橋梁から石灰水の落下があります。本府はその責めを負いませんので、あらかじめご了承ください。</p> <p>12 対象地の上にある高架橋及び橋脚付近にハトなどの野鳥が飛来し、これらの糞が対象地に落下することがありますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>13 土地利用に関する隣接土地所有者、近隣住民及び関係機関等との調整は、全て占有者において行ってください。</p> | <p>14 対象地外の府所有地(橋脚・管理フェンスの周辺など)についても、対象地と同様に良好な管理を行ってください。</p> |
|---|--|

(1)位置図 (物件番号:第3号)

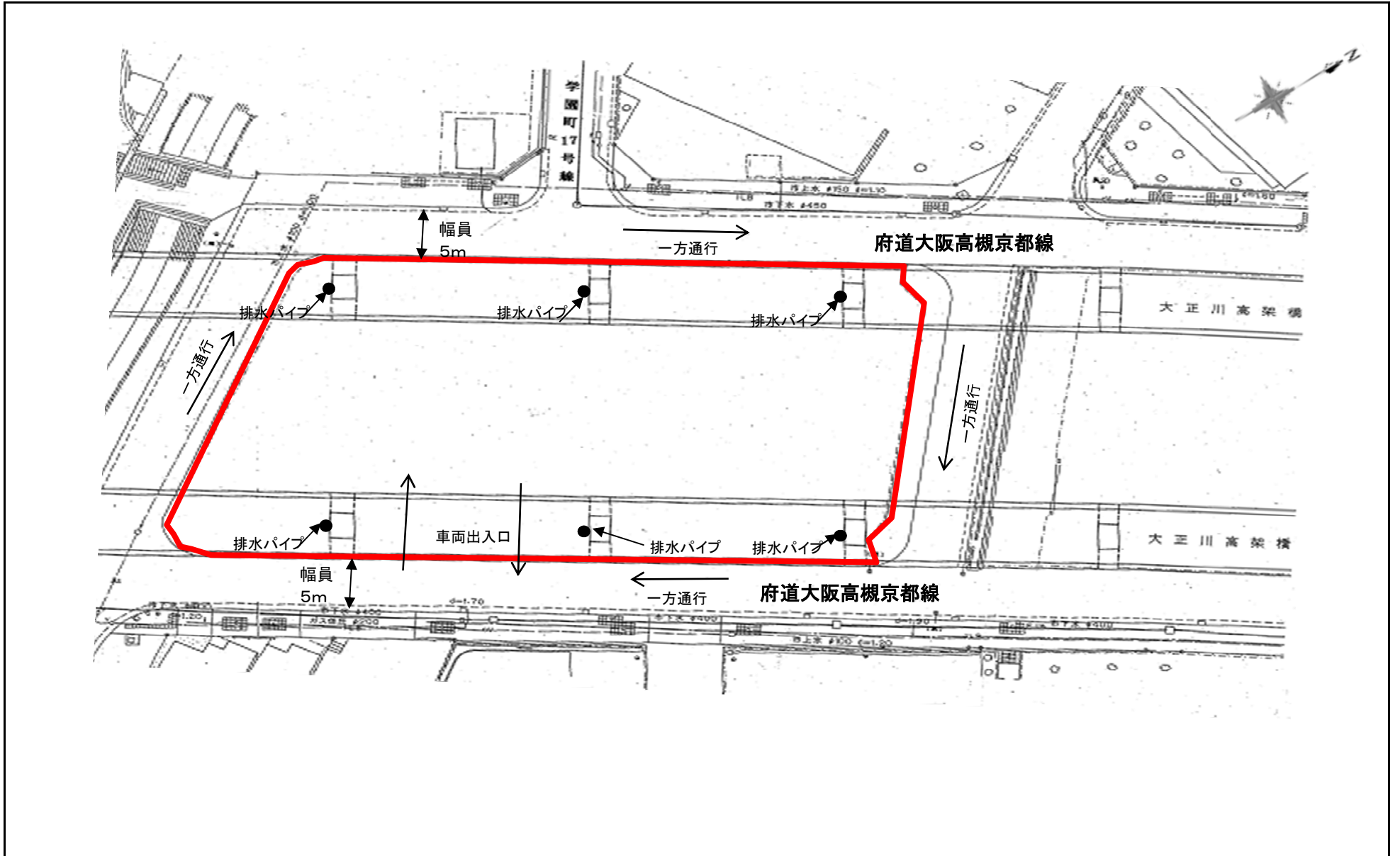


出典:国土地理院ウェブサイト

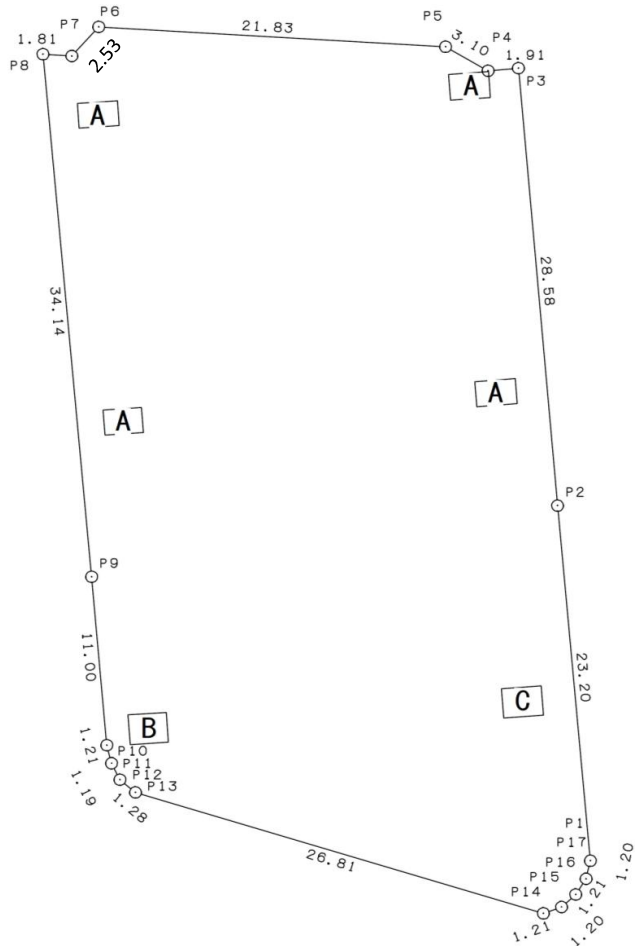


出典:国土地理院ウェブサイト

(2) 平面図(物件番号:第3号)



(3) 丈量図(物件番号: 第 3号)



座標面積計算書

点名	X座標	Y座標	Yn*(Xn+1-Xn-1)	距離 (m)
P1	-56.037	-1.109	-98.8354640	23.20
P2	-32.923	-3.167	-250.4288300	28.58
P3	-4.449	-5.628	2.2508730	1.91
P4	-4.620	-7.535	-27.7902360	3.10
P5	-3.054	-10.211	-54.5469480	21.83
P6	-1.762	-32.008	124.6423850	2.53
P7	-3.659	-33.697	-8.1663080	1.81
P8	-3.541	-35.509	2311.5235440	34.14
P9	-37.553	-32.453	701.0217160	11.00
P10	-48.514	-31.503	73.8723800	1.21
P11	-49.692	-31.207	66.0280940	1.19
P12	-50.759	-30.675	50.2898760	1.28
P13	-51.592	-29.697	265.7272320	26.81
P14	-59.464	-4.059	-2.9159680	1.21
P15	-59.046	-2.917	-4.0343040	1.20
P16	-58.230	-2.027	-3.4700400	1.21
P17	-57.210	-1.375	-2.9137320	1.20
			倍面積	3142.254270
面積			地積	1571.12 m ²
橋脚部 控除面積計算				
A	2.50 × 1.70 × 4 基 =			17.000
B	2.50 × 2.00 × 1 基 =			5.000
C	2.50 × 2.09 × 1 基 =			5.225
合計				27.225
控除後面積				1543.89 m ²